

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。今回は大きく2点の質問をいたします。まず、1つ目の健康寿命を延ばすための取り組みについてお尋ねいたします。

2019年、政府は「健康寿命延伸プラン」を策定しました。これは2040年までに健康寿命を男女ともに、2016年に比べて3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指すものです。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

現在の日本は、医療の発展で平均寿命は大きく延びましたが、それに健康寿命の伸びが追いついておらず、その開きはおよそ10年程度となっております。つまり長生きができて、寝たきりなどで介護が必要になると日常生活に制限が出る期間が10年も続いてしまうわけです。健康寿命が平均寿命以上に伸びないと、本人の生活の質が低下するだけでなく、介護をする家族らの負担も大きくなってしまいます。

また、医療費や介護費など社会保障費の増大に伴い国家財政の圧迫も懸念されており、健康寿命を延ばすことは喫緊の課題と言えるでしょう。

このことは少子高齢化の飛騨市においても人ごとではなく生涯現役社会を目指し、健康寿命を延ばす取り組みとしての運動、栄養、社会参加は重要となります。

しかし、現状を見ますと、ここ数年のコロナ禍における行動自粛が健康寿命に悪影響を与えたということが調査結果として指摘されています。運動不足が認知症を発症させる大きな要因であり、体力や免疫力の向上は感染症対策という意味でも極めて大切です。

筑波大学の2020年の調査によれば、自粛による運動不足と社会参加の制限により約半年間で認知機能が低下した高齢者の割合が、なんと2.1倍に増大したとのこと。そして、認知機能の低下を放置することで認知症につながる可能性も指摘されています。

また、日本老年学的評価研究機構の調査では、自治会や各種団体など地域組織への参加率が高いほど認知症が発生するリスクが減少傾向であると報告されています。

このことから、地域での積極的なコミュニティ活動や、高齢者等の社会的孤立の解決が必要ではないでしょうか。何歳になっても、社会参加を通じて世の中のお役に立つという生きがいがあることで、心も健康になりますし、少なからず体にも影響され健康に生活できるのではないのでしょうか。

そこで、次の点をお尋ねいたします。1つ目は市民の健康生活の現状についてです。新型コロナウイルス感染症拡大で家に閉じ籠りがちな方が多くなりました。同居の家族から「コロナにかかったら迷惑だから外に出ないで。」と止められる方、テレビや新聞で高齢者は重症化リスクが高いと報道されたため、年齢差別で引き籠りがちになる方が増えました。社会参加に積極的な人は運動能力や認知機能の低下になる割合が低いとされ地域の集いの場が重視されます。令和2年9月定例会で、高齢者や認知症の方に安心なまちづくりについて質問をいたしました。そこで市内において小さなコミュニティやお散歩がてら集う場まで把握していらっしゃるの答弁をいただきました。

しかし、外出することが感染症対策の面で迷惑がかかると自粛され、現在、その集いの場が減ってきています。集いの場の1つでもあった公園で、以前は参加されていた方にお話を伺ったと

ころ、「コロナが怖いのでみんな来なくなった。」「年齢もあるかもしれないが、どんどん体の具合が悪くなっている人も増えている。」と教えていただきました。

特に一人暮らしの方は閉じ籠ることで孤立し、人と会話する機会も減り、認知症や運動能力の低下になりやすいとされています。運動不足や社会参加の機会が減ったことで、健康寿命にどの程度の影響があったか、現状をどう捉えているのでしょうか。

2つ目は具体的な今後の対策についてです。身体の機能や認知機能を回復させ健康寿命を延ばすため、様々な対策を実施されていますが、成果はどのようなもののでしょうか。運動する機会や外出する機会を設けることに加え、歩きやすいまちづくりや、積極的な集いの場は必要になると思います。体が思うようにいかない方も現在増えています。様々なサービスを利用することなどで積極的に外出できない方も、社会と関われることに結びつくと思います。高齢化が進む中どのように取り組んでいくのでしょうか。お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、1点目の市民の健康生活の現状についてお答えをいたします。高齢者の方々における地域の通いの場は、生きがいつくりや孤立、閉じ籠り予防など様々な効果があり、中でも体操を主とした活動グループの集まりは自身の心身、生活状態を確認し、元気なうちからフレイル予防行動ができる重要な場所と認識しています。

コロナ禍になり活動を自粛、長期休止しているグループは市内約70か所のうち8か所あります。休止している理由としては、集まる方の減少、グループを取りまとめられる方の高齢化などで、再開にはハードルがある状況と捉えています。

コロナ禍による運動不足や社会参加の機会が減ったことと、健康寿命との関係について直接的な数字を出すことは困難ですが、健康と医療、介護の情報が集約された国保連合会の国保データベースの数値で健康寿命をコロナ禍前の令和元年度と比較すると、男性は80.8歳であったものが現在80.6歳。女性は84.8歳であったものが84.7歳と、0.1歳から0.2歳悪化している状況です。こうした数字を見ますと、健康寿命への一定の影響があるのではないかと推察しているところです。

2点目の具体的な今後の対策についてお答えいたします。身体機能や認知機能の維持、健康寿命を延ばすために、一般介護予防事業や認知症関連事業は、極めて重要であります。このコロナ禍においても、その成果として、いきいき健康教室は令和2年度からの2年間で2件の新規立ち上げに成功、認知症相談件数は民間の認知症相談窓口を令和3年度から設置し、市民の方が相談しやすい体制を確保したことにより、相談件数が前年比1.5倍に増加しました。

また、中止していた認知症予防のウォーキング事業を令和3年度から再開し、好評を得ています。こうした事業に参加できない、これまで体操の通いの場に参加していたけど最近姿を見かけなくなったという方については、地域包括支援センターの職員が個別に連絡訪問しており、その状況により介護サービスにつないだり、生活改善、介護予防の目標となる簡易なプランを説明し、配布するなど、本人の意欲につながるような取り組みも始めています。

また、保健事業と介護予防の一体的実施については、国保データベースのデータを基に、生活

習慣病の重症化リスクのある方への訪問指導や、地域の通いの場においては、歯科衛生士などの専門職によるフレイル予防の指導にも取り組んでいます。

今後はこうしたアウトリーチ型の支援を活発化させることに加え、令和3年度よりシルバーリハビリ体操指導士など地域の中核的な人材の育成も実施し、地域の通いの場が持続化するような取り組みも模索しており、今後も閉じ籠りがちな方の社会参加促進の取り組みを引き続き推進してまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（小笠原美保子）

きめ細やかな対策をいただいているようでありがとうございます。すごくいろいろなことが心配だったんですけども、認知の相談の場所というのは、相談する場所が増えたので、相談しやすくなって相談者が増えたのかなと私、ちょっと伺って思ったんですが、その点で1つお願いというか、市民の方に聞いたのであるんですが、今、常にあるのが、神岡と古川とあって、宮川、河合もたまに開設されると思うんですが、やっぱりご家族がご相談に行かれるときは、車で行くときは、ぴゅーっと行かれるのでいいんですが、ご本人で自分はおかしいのではないかと1人で悶々と悩んでいらっしゃって、特に一人暮らしの方なんですけども、相談に行きたいんだけど、遠いとおっしゃるんですよ。私、本当そういう方の募集をかければ、まだまだたくさんご相談に行かたい方もいらっしゃると思うんですが、ずっとではなくても、何か月に1回でも、では、ここの公民館、栄町公民館でも、どこでもいいんですけど、今回は出張しますとかやってみることで、もっと皆さんが気軽に伺ったりとか、多分話して交流を持つということで、安心されるかと思うんですけども、そこら辺は対策していただけるかどうか、お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、地域包括支援センターに直接と、あとは民間の相談窓口を開設するところでございますけども、ただ、そういったご要望があれば、その都度検討してまいりたいと思います。今、議員にご提案いただきました件も含めて検討してまいりたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

ぜひともよろしくお願いします。私が感じているのは、先ほどもちょっとお話に出させていただきましたが、前に公園でおばあちゃんたちが5人ほど集まってお話されているのを散歩のときにずっと見ていたので、そういった方たちが集わなくなったなと思っていたら、お一人でぽつんと座っていらっしゃったんですよ。それで、「ここはみんなが集まっていた場所だと思うんですけどほかの方はどうされたんですか。」とお尋ねをしたら、「みんな具合が悪くなってしまっただけで来なくなってしまった。」という話だったんです。ほかにも何か所かそういうところがあるのかなと思って、ちょっと心配をしたので、お尋ねしたんですけども、その辺のいきいき体操以外に細かなところというのは、ほかにもあったと思いますが、把握はしていらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

答弁の中でもお話をさせていただきましたけども、地域包括支援センターの職員が、例えば通いの場で姿を見かけなくなったりとかという方々に対しては、直接訪問もしております。あと地域の民生委員さんからの情報なんかもちょうだいしながら、例えばお電話をおかけして、どうですかということで、状況を聞いてみるとか、通いの場がなければ、ハートピアのほうでも、いきいき体操をやったりしておりますので、そういった場合に誘ったり、いろいろさせていただいておりますので、漏れているところはないとは思っております。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。あと、私1つお尋ねしたいんですけども。介護施設とかに入所していらっしゃる方なんですけど、ここのところは把握が難しいと思いますけども、新型コロナウイルス感染症で面会が全然できなかったり、させていただく施設でもかなり厳しいんですよね。本当のご家族しか会えないとかという制限があります。ちょっとそこら辺のところを市のほうでというのは難しいのかもしれないんですけども、例えば、旅行に行くにしても、宴会をやるにしても、検査をすれば皆さん自由に動いていらっしゃるのですが、そのような介護施設に入っている方たちは、ご家族に会うのも一苦労していらっしゃるの、本当に体も弱ると思いますし、認知機能もだんだん悪くなっていくのを施設の方に伺いました。例えば、検査をしたら、ご家族でもお嫁に行った娘さんでも皆さんが会いたいときに会えるというふうになるといいなと思うんですが、その辺はどう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

これは常々難しいところなんですけども、今の第8波といいますか、感染がひどくなっておりますが、その中でも、今、ほぼ収束したんですけども、市内のそういった介護施設、高齢者施設で4件のクラスターが発生いたしまして、ほぼ収束はしたところではあるんですけども、そういったことがありますと、利用者さんだけではなくて、入所さんだけではなくて、職員の方もやっぱり家族感染も含めて出てくるという心配がありまして、どうしても、こういった感染が大きくなることについては、よりちょっと強い措置になっているということはやむを得ない部分もあるのかなと思っています。

ただ、一方で、ちょっと前の感染が収まっていたときには、少しずつ解除していくとか、あるいはZ o o mなんかでも、直接会わなくても、そういった手配もしていただいている介護事業所なんかもあつたりするものですから、やはりここは感染状況の強弱によって変わってくるなというようなことを思っておりますので、施設でもそういったクラスターということを考えますと、どうしてもやむを得ない部分、やっぱり高齢者の方は直接、命に関わる危険というのものがあつたりするものですから、そういったことは思っておりますが、基本的には介護施設の判断といいますか、状況によってのことと思っております。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。私、施設の方にいろいろとお話を伺ったので、もう1つついでお話させていただきたいと思うんですけども、入所者さんたちが、幾ら体が弱っていて車椅子でしか移動ができなかったとしても、例えば、暖かくなってきて桜が咲けばお花見に行ったり、今みた

いにちょっと涼しくなって紅葉が綺麗なときには見に行ったり、そんなようなことをしたり、何か買いたいものを買いに買い物に連れて行ってもらったり、外に出るとか、四季を感じるとか。そういったことは、健康の上でとても大事なことで私は思います。施設の方も同じことをおっしゃっていたんですけども、それが今、もう本当にゼロ、一切やっていないという話だったんですね。また、保育園の園児と交流を持つとか、そんなことも今だったら、とんでもないという話で止められているんだと思いますけども、外の散歩ぐらいは、クラスターとかウイルスとかというのは、そんなに神経質にならなくても、長い目で見て、足腰が立たなくなる方たちをちょっと気晴らしくらいに外に連れて行くぐらいはよろしいのではないかと思うんですけども、どう思われますか。

◎議長（澤史朗）

小笠原議員に申し上げます。施設の中のことと健康寿命に絡めての質問で、再質問をお願いします。

○1番（小笠原美保子）

閉じ籠っていると、足腰が弱るという話がしたかったんですけど、駄目ですか。いいです。

年齢差別で、外に出るなど言われていて、出ない方が多いんですが、その点についてはどう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

時期によっては、今、議員がおっしゃられたように、当然外に出てお散歩をするということは四季も感じられますし、外の空気は中の空気と違うということはあるかと思います。この辺もやっぱり感染状況が一番大変だとは思いますが、施設の職員さんも、やっぱり家族さんからの濃厚接触とかで出勤停止ということを求められている施設もかなりございまして、職員のシフト上も大変だという話も今聞いておりますので、感染状況がある程度収まったところで施設のほうではそういったことも考えられるのではないかなと思います。

○1番（小笠原美保子）

分かりました。ありがとうございます。何と言ったって、かんとと言ったって、ご自分の体はご自分で管理されるのが本当は一番大事なことです。一人暮らしであろうと、外に出るのが、張り合いがなくて行けなかったであろうと、ご自分の体は健康的に保つというのは、お一人お一人の気力にかかってくると私は思います。その辺、やっぱり皆様が生きがいを持って生活を営んで幾つになっても元気で、心配のないように暮らしていただけたらいいなということを常々思っております。私、町を歩いていて犬の散歩一つしていてもそうなんですが、本当に見なくなった方が結構いらっしゃるんですね。それでお話を伺うと、やっぱり預けられてしまったとかというお話を多く聞くようになりましたので、今、健康的なことについてお話をさせていただきました。皆様が元気でいられるように私も努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目は有事が発生した場合の対処についてです。現在、北朝鮮によるミサイル発射が相次いでおり、2022年だけでも巡航ミサイルなどを含めて34回、

少なくとも67発に及んでいます。特に9月下旬から11月にかけては、合わせて15回と、これまでにない頻度で発射を繰り返しています。日本の海上保安庁によると11月18日にも弾道ミサイルが発射され、北海道渡島大島のわずか西約210キロメートルの海上に落下したとニュースが伝えられました。

また、10月4日には5年ぶりにJアラート、全国瞬時警報システムが発令され、「どこに避難すればいいのかわからない。」「どう行動すればいいのかわからない。」などの不安の声が多数あったと聞いております。万が一、Jアラートが飛騨市を対象に発令されても、同様の事態になることが想定されます。実際、連日の報道により不安に思っている市民の声も少なからず聞いております。

飛騨市のホームページに飛騨市国民保護計画が作成され、国民の保護に関する基本指針に即し、市民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に加え、想定される武力攻撃事態の類型および類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処の措置、緊急対処事態の事態例などが計画されています。県の最北端に位置し、日本海側からの侵攻、攻撃に対しての配慮および県を越えての連携が必要となるとも記載されています。遠い国の出来事のように対処などよく分からない中、ニュースを見て多くの市民が不安になっておられるため質問いたします。

まず1つ目は、Jアラートが発出された際の住民への対応についてです。こちらは12月5日に、ほっと知るメールひだなどで、早速発信をしていただいております。市民の皆様に理解していただくようさらにお尋ねいたします。そもそもJアラートが発出されるのは、どのようなときなのか。発出された場合にはどうすればよいのか。避難するのか。避難場所はどこなのか。避難する時間があるものなのか。市民との会話ではこのように聞かれることがあります。やはり、分からないということで、不安も大きくなっているようです。特に市内は高齢者が多く、急な対応ができない方ばかりですので、十分な考慮が必要ですが、どのように計画されているのでしょうかお尋ねいたします。

2つ目、有事が起きた場合の関係機関との連携や対策についてです。飛騨市に有事が起きた場合はもちろんですが、日本国内のどこで起きても影響はあります。災害時と同じように自衛隊や医療関係など、様々な連携が必要となってきますが、どのように想定されていますか。

また、有事となれば真っ先に狙われるのは東京などの大都市圏です。地方は大都市の経済力の恩恵も受けている面もあり、有事の際には首都機能が麻痺することによる大きな影響を想定した対策が必要だと考えます。安全保障の問題ですので、大きなテーマですが、住民自治の意識を高めていける機会として対策をお尋ねいたします。

3つ目は、飛騨市国民保護計画に関する具体的な啓発についてです。飛騨市国民保護計画の23ページより、国民保護措置に関する啓発について記載されています。「市は武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にするためには住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、適切に行動する必要があることから、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。」とあり、住民がとるべき行動等に関する啓発の方法、内容などが記載されています。いざというときに市民の皆様をお守りするために、平素からの情報提供や備えが大切ではないでしょうか。具体的にどのような周知をされていますか。今後、どのように周知をなされていく予定でしょうか。以上お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

高見危機管理。それでは、Jアラートが発出された場合の住民への対応についてお答えします。Jアラート全国瞬時警報システムと言われますが、これが発出されますのは、弾道ミサイル発射、緊急地震速報、津波速報等の緊急事態において発出されます。このように、発出される事態が各種あるため、対応要領もそれぞれ異なりますが、飛騨市において津波は関係なく、地震等への対応は、飛騨市地域防災計画に基づく防災訓練、防災教育等が行われているため、弾道ミサイルへの対応についてお答えします。

首相官邸の広報誌によりますと、弾道ミサイルが発射された場合、10分もしないうちに着弾するものと記載されております。仮に飛騨市に着弾する場合を想定しますと、Jアラートの警報を確認してから避難行動ができるまで時間はわずか数分であり、この極めて短時間での具体的避難要領は、屋外にいる場合は速やかに屋内に避難、できれば地下やコンクリート製の建物に避難する。付近に建物がない場合は、地面に伏せて頭部を防護することです。

飛騨市では首相官邸から提供されたこれらの対応要領をホームページ、メール、SNS等に掲載して市民への周知を図っております。

続きまして、有事が発生した場合の関係機関との連携についてです。まず、有事についてですが、大規模自然災害や原発等の大規模事故、パンデミック等を含む広範多岐にわたり、明確な定義がありませんので、ご質問の趣旨から、岐阜県国民保護計画第1編第5章において想定されている武力攻撃事態を対象にしてお答えします。

武力攻撃事態発生のおそれがある場合、または発生した場合、市は対策本部を設置し、県、国の対策本部と連携するとともに、自衛隊、警察、消防、日本赤十字社等を含む各行政機関、公共機関等に協力を要請し、情報収集、住民避難、救援、復旧等の活動をいたします。

これらの活動や連携要領は、飛騨市国民保護計画第1編第1章において、自然災害等への対応と共通することが多いため、災害対策基本法第42条第1項に基づく飛騨市地域防災計画による対応方法を活用するものと定めております。

また、大都市が機能麻痺に陥った場合は、飛騨市にも経済的、社会的に甚大な影響が出ることが予測されます。これらを具体的に想定することは困難ですが、例えば、東日本大震災の際に、東北、関東が電力不足に陥り、送電のために全国的に節電が求められたり、サプライチェーンの寸断によって製造業の操業が困難になるようなケースもありました。そのため事業継続計画BCPの策定も重要な取り組みであり、関係課、関係機関とも連携しつつ、想定できない事態に普段から準備をしておく意識を高めてまいります。

続きまして、飛騨市国民保護計画の具体的な啓発についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり飛騨市国民保護計画第2編第4章において、国民保護措置に関する啓発について記載しております。

その内容は、国民保護に関する一般知識、非常持出品の準備、水、食料等の備蓄について啓発をすることであり、岐阜県及び飛騨市国民保護計画第1編第1章において、自然災害等への対応

と共通することが多いため、災害対策基本法第42条第1項に基づく地域防災計画による対応方法を活用するものと定めております。

この規定に従いまして、避難指示、避難行動、非常持出品の準備、水、食料等の備蓄については、各種防災訓練、防災教育、備蓄品の確保・点検、避難所の開設・運営訓練、広報誌等を通じて、市民に普及啓発をしており、今後も続けてまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。ほとんどがその地域の防災計画にあるという話なのですが、地震も、もしもの話ですし、ミサイルも、もしもの話で、どちらが先に来るのか分かりませんが、避難訓練のときとかの住民の意識としては、その地震に対してとか、何か災害や天災が起きたときという意識がすごく強いと思うのですが、具体的にわざわざ避難訓練をしろという話ではないので、避難訓練のたびに、こどもも含めて、皆様に毎回毎回お知らせをしていただけると意識が高まるかと思いますが、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

議員ご指摘のとおり避難訓練の際に、災害の場合、武力攻撃の事態、それぞれ分けて意識づけるというのは大事なことでありますが、一方で現段階でも災害の場合の避難場所はどこかとか、あるいはどのようにしてとか、非常に混乱している状況が今も続いていますので、あまり多くの情報を提供して混乱するよりは、まずはシンプルに避難をする。あるいは、備蓄品の準備をするということが大事であると認識しています。

○1番（小笠原美保子）

それは起きないと思っているから言えることだと思いますが、先ほどの本当にJアラートが発令された場合に、例えば、飛騨市に来るのが数分だという話をされていた。それに対してできることは屋内に避難、できればコンクリートの建物でという話だったのですが、そこら辺にしてもあの音がビーと鳴ってみんなびっくりしているうちに終わってしまうのだらうなと私は思いますが、これはミサイルばかりではなくて、何の災害のときでも、例えば、押し車を押していってしゃるおばあちゃんたちが家へ帰ろうと思っても、5分や10分では帰れなかったりするので、どこでもいいから飛び込めとか、そういった本当に、どなたでも受入れるとかという市民の意識の高め方というのをちょっと啓発していただきたいと思うのですが、その点についてはいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

Jアラートの対応については、ご指摘のように数分ということであり、速やかな指示として、メール、あるいはホームページ等でも掲載しております。

Jアラートが鳴って、市役所で何か対応できるかと言いますと、そのような時間はありませんので、やはり徹底した自助について、普及活動するというのが大事だと認識しています。

○1番（小笠原美保子）

もちろん自助、自分の身は自分で守るのが基本だと思います。ホームページとかメールとおっしゃっていたんだけど、携帯電話も持っていないようなおじいちゃんやおばあちゃんはどうされるのかなと、私はちょっと心配になったので、伺ったんですが、国民保護計画にしても、私は実際に市ではどのようなになっているのかなと思って印刷しようと思ったら、86ページもあったので、印刷は断念したんですが、とても分かりにくいのですが、例えば、今おっしゃったように、何ページからの分は、救援の部分であったり、避難の部分であったりと市民に直結した内容だと思うので、その部分だけでも、市としての責任で、皆様にこういうのはちゃんと計画されていますよという安心のために出されるといいと思うのですが、どう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

住民の皆様に、端的にこのようにということをお伝えするのは重要なことであると思いますので、今後その掲載、あるいは広報での仕方は検討を進めてまいりたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

先ほどから答弁の中で、ほかの地震とかの災害と同じようにというのを再三おっしゃっていたと思うので、例えば、ハザードマップのように、お家でいつでも見られるような状態で、こういふときにはこうしてくださいというパンフレットというか、一目で見て分かるものというのがあるのもいいのかなと思うのですが、その点についても、ちょっとお願いをしたいと思います。

ただ、私が気になっていたのが、国民保護計画の中で、23ページの第2章の避難の部分なんですけども、避難施設のリストなど必要な基礎的資料を整備する。なお、関係資料は資料編14ページ掲載のとおりであるとあるのですが、ちょっと関係資料というのがどこにあるのか分からないので、ホームページの中なのか、教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

ホームページの中にも記載している状況と認識していますが、今一度確認をして、不足であれば掲載するようにいたします。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。そんなに無茶なことをお願いしているわけではないと思うので、是非とも取り組んでいただきたいと思います。

ロシアやウクライナの戦争もそうですが、恐らく国の方たちにとっては、寝耳に水で、まさか自分の国がそんなことになると思わず平和に暮らしていらっしゃると思うんですね。でも、有事が起きた場合には、例えば、飛騨市で言えば、トップは市長なので、市長のリーダーシップを発揮していただかなければならないですし、避難に関しては、常日頃の避難体制というのものも、ものを言うと思うんです。それができているということが、皆様の常日頃の安心とか、安全な面につながると思いますので、是非ともそこは最大限に取り組んでいただいて、皆さんが安心して暮らせるように切にお願いをいたします。以上で質問は終わらせていただきます。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で1番、小笠原議員の一般質問を終わります。